

世羅町公式ホームページにおけるサイトポリシー

1. 目的

世羅町が公開する公式ホームページ（以下、町ホームページ）は、町ホームページに訪れる様々な人と世羅町とのコミュニケーションの場として提供されるものであり、どんな環境の人が訪れても情報を自由に入手することができ、利用しやすくわかりやすい町ホームページを構成するため、作成方法や運用等についてサイトポリシーを定めるものとする。

2. 基本方針

- (1) ページレイアウトや検索機能を工夫して誰でも分かりやすい構成とする。
- (2) 文字の大きさや色など、利用される人の環境や状態に依存しないものとする。
- (3) 高齢者や子ども、身体に不自由のある方など全ての利用者に配慮したものとする。

3. 作成要件

- (1) 仕様
 - ・コンテンツサイズは800×600ピクセルを基本とし、フォントサイズやタイプについては固定せず構成すること。
 - ・機種依存文字は使用しない。(ローマ数字や丸付数字など)
 - ・音声ブラウザが対応するように構成すること。
- (2) スタイル
 - ・複雑な表や、構成のために表を使用しないこと。
 - ・フレームの使用や新たなウィンドウ表示は必要最少限とする。
 - ・ホームページ内での現在位置が分かりやすいように、階層は3～5階層までとする。
 - ・タイトル位置や行、列見出しなど表示スタイルは一貫性のあるものにする。
- (3) 操作
 - ・入力などの操作が必要なページには説明文をつける。
 - ・別ウィンドウへの自動移動は避け、関連項目も行き先が分かるように明示する。
 - ・ハイパーリンクを設定する場合にはハイパーリンクテキストに十分な情報を持たせ、リンク先を明確にする。
- (4) 画像・添付ファイル
 - ・表示される画像について、その内容がわかるテキスト情報を配置するか、代替テキストにて対応する。
 - ・PDFファイルなどの添付については、簡単な内容説明をテキスト情報により提供すること。
 - ・添付ファイルなどを閲覧するソフトやプラグインが必要な場合には説明をつけること。また、ダウンロードのためのサイトがある場合にはハイパーリンクを設定すること。
 - ・画像や添付するファイルサイズが大きい場合には、分割などの手段によりナローバンド（低速回線）での負荷を軽減すること。
 - ・極端な色の変化を有する画像は避けること。
- (5) 文字・配色
 - ・文字サイズやフォントは利用者が変更できるようにすること。
 - ・フォントの色や背景色を指定する場合には双方を考慮して、見やすく操作しやすい色を指定すること。
 - ・色での判別のみに限定されないものとする。(テキスト情報で判別可能な文章とすること)

(6) 言語

- ・分かりやすい表現を基本とし、省略語や専門用語など分かりにくい用語は多用しないこと。ただし、省略したほうが分かりやすい場合には、省略語を最初に使用する際にカッコ書きで正式名称を掲載すること。
- ・スタイルのために単語の途中にスペースを入れないこと。

(7) ハイパーリンク

- ・町ホームページへのリンク設定は原則自由とするが、リンク元のホームページ内容が法令や公序良俗に反する場合などはリンクの削除を依頼する。
- ・リンク設定は町ホームページであることを明記するとともに、トップページをリンク設定先とする。
- ・町ホームページ内にあるリンクページへの登録は、つぎのいずれかに該当するものに限り、原則として一般の団体や個人のホームページは登録しないものとする。
 - ア) 公共機関であること
 - イ) 世羅町と関係があるもの
 - ウ) 町民への情報提供において有益であるもの

4. 運用

- ・町ホームページの内容には万全を期して掲載し、その掲載内容は正確であることを最優先すること。
- ・掲載内容については世羅町の判断により、予告なく変更または削除出来るものとする。
- ・メールなどによる意見・質問等に対しては調査・検討を行い、回答先が添付されているものに限り回答する。

5. 個人情報の取扱い

- ・町ホームページにおいて収集される個人を特定できる情報については、世羅町個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱うこと。
- ・町ホームページで提供される個人情報は、利用される本人の意思によるものでなくてはならない。
- ・個人情報の収集に際しては、その収集目的を明示しなければならない。
- ・個人情報保護条例に定まる場合を除き、思想、信条及び信教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのあるものは収集してはならない。

6. 免責事項

- ・町ホームページに掲載される情報を用いて行う一切の行為について、町の責めに帰すべき場合を除いていかなる責任も負わない。
- ・利用者が町ホームページへのアクセスなどに起因する損害、損失に対して町の責めに帰すべき場合を除いて一切の責任を負わない。また、町ホームページに設定されている他のホームページへのリンクによる損害、損失に対しても同様とする。
- ・閲覧ソフトのインストールなどに起因する障害やトラブルについての損害や問題解決の責任を一切負わない。

7. 著作権

- ・町ホームページに掲載される文章や画像になどのファイルに関する諸権利は、原則、世羅町に帰属する。ただし、一部のファイルなどの著作権は原作者が所有するものである。
- ・私的使用のための複製や引用などの著作権法上認められた場合を除き、無断で転用または引用することを禁止する。